

科目番号	科目名	配当年次	授業形態	単位	担当教員
L303	都市・不動産法規	3年	講義	2	山島哲夫
<p>授業概要</p> <p>本講義では、都市生活の向上に貢献する専門家として知っておくべき、都市と不動産に関連する基本的な法制度を幅広く取り上げる。それぞれの法制度についてその目的と考え方を説明するとともに、数多くの法令相互の関連についても把握できるようにする。また、行政法規特有の決まりと仕組みについても理解できるようにする。</p>					
<p>到達目標(学習の成果)</p> <p>都市及び不動産に関する基本的な法令の内容について理解するとともに、法令の成り立ちを理解することにより都市・不動産に関する法令を読みこなす能力の育成を目指す。また、将来実際の実務についた際に、自ら法令を調べ対応することができる基礎的な能力を涵養することを目標とする。(DP3)</p>					
授業計画					
回	表題	学修内容			
1	都市・不動産法規概論	都市・不動産関連法の概要、法令の基礎知識			
2	国土法制・環境法制	国土利用計画法と環境関連法制			
3	都市法制(1)	都市法制の体系と仕組み 都市計画法			
4	都市法制(2)	都市と農村、農振法等			
5	都市法制(3)	土地利用に関する法制度			
6	都市法制(4)	都市開発、都市施設			
7	建築規制(1)	建築規制の仕組み、建築基準法概論			
8	建築規制(2)	建築基準法集団規制概論			
9	コンパクトシティ関連法	立地適正化計画、低炭素都市等			
10	不動産法規概論	不動産関連法の概要、不動産に対する権利等			
11	不動産の所有	不動産登記法、所有に関する制限			
12	不動産の取引(1)	民法の売買規定等			
13	不動産の取引(2)	宅建業法			
14	不動産の維持管理(1)	区分所有法概論			
15	不動産の維持管理(2)	マンション法、建て替え等			

準備学修(授業外の自己学修)

- 1.授業の前に、この講義用に作成した「講義用資料」を読んでから授業に臨むこと。なお、初回の講義の前にはシラバスをよく読んで、講義全体について把握しておくこと。
2. 授業後にも再度「講義用資料」を読み直し、要点等をまとめるとともに、よく理解できなかったことは、次の授業の際に聞けるように準備しておくこと。

成績評価の方法・基準(%表記)

授業時の態度及びレポート課題の評価 20% 期末試験の成績 80%

観点	S	A	B	C
都市計画・都市整備・建築等に関する法制度の理解 DP3	完全に理解できている	ほぼ完全に理解できている	十分に理解できている	一定程度理解できている
不動産の所有・利用・処分等に関連する法制度の理解 DP3	完全に理解できている	ほぼ完全に理解できている	十分に理解できている	一定程度理解できている
都市整備等及び不動産に関する具体的な課題に対して法制度を応用して考える力 DP3	具体的な課題に対しどのような法規制等が関係しているか理解している	法規制と具体の課題の関連についてほぼ完全に理解している	法規制と具体の課題の関連について十分理解している	法規制と具体の課題の関連について一定程度理解している

教科書

この講義のために作成した冊子「講義用資料」(約 80 ページ)を教科書として使用する。初回の講義の際に全員に配布する。

参考書等

参考書は特に使用しない。必要な場合は、講義の際に別途プリントを配布する。

履修上の注意・学修支援

- 1.本授業は出席を重視している。2/3以上出席しない場合は、試験の受験資格がなくなる。また、2/3以上出席したとしても、欠席や遅刻は回数により減点があるので、注意すること。
- 2.何かわからないことがあったら、早めに相談すること。なお、相談は、原則としてオフィスアワーの時間に受け付ける。